令和２年１月３１日判決言渡

令和元年（ネ）第１００４４号　損害賠償等請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所平成２９年(ワ)第２９６０４号）

口頭弁論終結日　令和元年１２月１０日

判　　決

控　訴　人	X
訴訟代理人弁護士	山　本　紀　夫
	山　本　智　子
	松　本　幸　太
	松　村　達　紀
被　控　訴　人	日本製鉄株式会社
訴訟代理人弁護士	川　合　弘　造
	島　田　まどか
	石　川　智　也
	濱　野　敏　彦
	小　川　裕　子
	河　野　充　志
	室　町　峻　哉
	伊　藤　隆　大

主　　文

１　本件控訴を棄却する。

２　控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第１　控訴の趣旨

１　原判決を取り消す。

２　被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第２　事案の概要（略称は，特に断りのない限り，原判決に従う。）

１　事案の要旨

本件は，被控訴人が，被控訴人の元社員である控訴人が，被控訴人の保有する営業秘密である電磁鋼板に係る原判決別紙２営業秘密目録記載の技術情報（以下「本件技術情報」と総称し，そのうちの各技術情報を同目録記載の頭書の番号に従って「本件技術情報１」などという。）を取得し，これを株式會社ポスコ（以下「ＰＯＳＣＯ」という。）に対し開示した行為が不正競争防止法（以下「不競法」という。）２条１項４号又は７号の不正競争（営業秘密の不正取得又は不正開示）に当たる旨主張して，控訴人に対し，同法３条１項に基づき，本件技術情報の使用及び開示の差止めを，同条２項に基づき，本件技術情報を記録した電子ファイル及び同電子ファイルが保存された媒体の廃棄を，同法４条に基づく損害賠償として，１０億２３００万円及びこれに対する不正競争の後である平成２４年４月３０日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決は，本件技術情報は同法２条６項の「営業秘密」に該当すると認定した上で，控訴人が平成１７年８月頃から平成１９年５月頃にかけて不正の利益を得る目的で本件技術情報をＰＯＳＣＯに対し開示した行為が同条１項７号の不正競争に当たる旨認定判断し，被控訴人の請求をいずれも認容した。

控訴人が原判決を不服として本件控訴を提起した。

２　前提事実

次のとおり訂正するほか，原判決の「事実及び理由」の第２の２記載のとおりであるから，これを引用する。

(1)　原判決３頁４行目の「平成２０年３月まで」を「平成１９年５月頃まで」

と改める。

(2)　原判決３頁６行目の「勤務し，」の次に「平成１７年から平成２４年までの８年間で」を加える。

(3)　原判決４頁７行目の「損害賠償等」を「９８６億円の損害賠償等」と改める。

(4)　原判決４頁２４行目に行を改めて次のとおり加える。

「(4)　本件訴訟に至る経緯

ア　被控訴人は，●●●

ウ　被控訴人は，平成２９年８月３１日，原審に本件訴訟を提起した。」

３　争点

(1)　本件技術情報の不競法２条６項の「営業秘密」該当性（争点１）。

(2)　控訴人による不競法２条１項４号又は７号の不正競争の成否（争点２）。

(3)　被控訴人の損害額（争点３）

(4)　弁済の抗弁の成否（争点４）

(5)　消滅時効の抗弁の成否（争点５）

第３　争点に関する当事者の主張

１　争点１（本件技術情報の不競法２条６項の「営業秘密」該当性）について

次のとおり訂正するほか，原判決の「事実及び理由」の第３の１記載のとおりであるから，これを引用する。

(1)　原判決６頁２０行目から２４行目までを次のとおり改める。

「イ　控訴人は，控訴人作成の「営業秘密（目録番号１～２７）に非公知性が認められないことに関する報告書」と題する文書（乙１１）記載の特許公報，論文等（以下，これらを総称して「乙１１記載の公知文献等」という。）によれば，本件技術情報１ないし６，８ないし１７及び２６は，公知である旨主張するが，以下に述べるとおり，いずれも非公知である。

（ア）　本件技術情報は，被控訴人の大規模な工場で行われる方向性電磁鋼板の工業生産のための実際の操業に関する情報であり，被控訴人において，長い年月と膨大なコストをかけて，膨大な数のラボ実験，現場試験等を実施し，そこから得られるデータや知見に基づいて●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●を作成していくことにより初めて得られたものである。

しかるところ，乙１１記載の公知文献等に方向性電磁鋼板の製造方法に関する条件の一部が記載されているとしても，それらはあくまで

も，ラボ実験条件等のごく一部が記載されているにすぎないから，乙１１記載の公知文献等で開示されている情報と本件技術情報はそもそもその実務的な有用性の点で性質が異なる。

また，乙１１記載の公知文献等に営業秘密に近い情報が一部存在していたとしても，本件技術情報そのものが開示されているものではない。

したがって，乙１１記載の公知文献等によって，本件技術情報１ないし６，８ないし１７及び２６の非公知性が否定されることはない。

（イ） 本件技術情報１は，●●●

●●●

（カ）　本件技術情報５は，●●●

●●●

控訴人は，乙１１記載の公知文献等（特開平７－６２４４０号公報，特開平６－２５７４９号公報，特開平６－１００９３８号公報等）には，●●●

控訴人は，上記技術情報は乙１１記載の公知文献等に開示されている旨主張するが，●●●

エ　本件技術情報４は，●●●

●●●●●●●●●●●●乙１１記載の公知文献等に開示されている。

コ　本件技術情報１５ないし１７は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●乙１１記載の公知文献等に開示されている。

サ　本件技術情報２６は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●乙１１記載の公知文献等に開示されている。」

２　争点２（控訴人による不競法２条１項４号又は７号の不正競争の成否）について

次のとおり訂正するほか，原判決の「事実及び理由」の第３の２記載のとおりであるから，これを引用する。

(1)　原判決８頁４行目末尾に次のとおり加える。

「控訴人が，●●●●●●において本件技術情報とは関連のない業務に従事していたとしても，控訴人による本件技術情報の漏えいを否定することにはならない。また，日鐵プラント設計において副業が禁止されていなかったからといって，控訴人による本件技術情報の漏えいを正当化するものではない。」

(2)　原判決８頁２２行目の「●●●●●●●●●」から２４行目の「のみであり，」までを削る。

(3)　原判決８頁２５行目末尾に改行して次のとおり加える。

「(3)　●●●●●●●●●●●に関する控訴人の補充主張に対し

原判決は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●によって実施された調査結果（甲７７等）とも整合することを根拠とした上で，●●●●●●●●●十分な●●●が認められると判断したものであり，極めて正当である。

控訴人は，●●●●●●●●●●●についてるる主張するが，いずれも理由がない。」

(4)　原判決９頁２行目から５行目までを次のとおり改める。

「　控訴人は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●

いえず，具体的な調査資料の裏付けがなく，信用性がないから，●●●●●●●●●を裏付けるものではないこと，●●●●●●●●●●●被控訴人と関係のない控訴人に本件技術情報の漏えいの罪をなすりつけ，●●●●●●被控訴人との間の紛争を和解で解決してしまおうとした動機，●●●●●●●●●●●

８及び９を除き，●●●●●●●に対しては関連が極めて薄いか，全く関連しない情報である。また，本件技術情報３，６，８及び９についても，公知文献で広く知られている一般論であり，当該情報を得たからといって，●●●●●●●●●●●●●●●されるようなものではない。また，被控訴人が有していた他の営業秘密，多数の被控訴人の元従業員による技術指導，他社からの特許のライセンス及びＰＯＳＣＯ自身の研究開発によって，●●●●●●●●●●●可能性もある。さらに，●●●●●●●●●●●●●●●

次のとおり訂正するほか，原判決の「事実及び理由」の第４の１記載のとおりであるから，これを引用する。

(1)　原判決１１頁２２行目の「被告は，」を「控訴人（（省略）生）は，」と改める。

(2)　原判決１３頁１８行目の「イ」の次に「　控訴人は●●●●●●●●●●に勤務し，」を加え，同頁２１行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「ウ　●●●●●●●●●●

控訴人は，●●●において，本件技術情報１に係る方向性電磁鋼板の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●に関する情報を，被控訴人が実際に採用しているという事実とともに開示した。●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●本件技術情報２を含む技術情報が記載されている（甲４，６）。

ウ　本件技術情報３

控訴人は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●において，本件技術情報３に係る方向性電磁鋼板の●●●●●●●●に関する情報を開示した。●●本件技術情報３を含む技術情報が記載されている（甲４，７の２）。

エ　本件技術情報４

控訴人は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●において，本件技術情報４に係る方向性電磁鋼板の●●●●●●●●●●●●●●●●に関する情報を，被控訴人が実際に採用しているという事実とともに開示した。●●本件技術情報４を含む技術情報が記載されている（甲４，１１）。

オ　本件技術情報５

控訴人は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●において，本件技術情報５に係る方向性電磁鋼板の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●に関する情報を開示した。●●本件技術情報５を含む技術情報が記載されている（甲４，１１）。

カ　本件技術情報６

控訴人は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●において，本件技術情報６に係る方向性電磁鋼板の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●に関する情報を開示した。●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

を，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●開示した（甲４，５，１６の２）。

サ　本件技術情報１５ないし１７

控訴人は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●において，本件技術情報１５ないし１７に係る方向性電磁鋼板の●●●●●●●●に関する情報を，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●開示した（甲４，５，１６の２）。

シ　本件技術情報１８

控訴人は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●において，本件技術情報１８に係る方向性電磁鋼板の●●●●●●●●●●に係る情報を，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●開示した（甲４，５，１６の２）。

ス　本件技術情報１９及び２０

控訴人は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●において，本件技術情報１９及び２０に係る方向性電磁鋼板を●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●に関する情報を，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●に関する情報を，●●●●●●●●●●●●●●●●●●開示した（甲４，３２）。

タ　本件技術情報２３

控訴人は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●において，本件技術情報２３に係る方向性電磁鋼板の●●●●●●に関する情報を，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●開示した（甲４，３４）。

チ　本件技術情報２４

控訴人は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●において，本件技術情報２４に係る方向性電磁鋼板の●●●●●●●●●●●●●●●●●に関する情報を，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●開示した（甲４，３６）。

ツ　本件技術情報２５

控訴人は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●において，本件技術情報２５に係る方向性電磁鋼板に関する●●●●●●●●●●●に関する情報を開示した。●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●（甲４，５，３８）。

テ　本件技術情報２６

控訴人は，●●●において，本件技術情報２６に係る方向性電磁鋼板の●●●●●●●●●に関する情報を開示した。●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

控訴人は，●●●

●●●

加えて，●●●によって被控訴人に提出された，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

人が本件技術情報を漏えいしたことを示すものではなく，●●●●●●●●●●を裏付けるものではないこと，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●には，技術内容の誤りが多数あり，そもそも控訴人が知らないか，知り得ない技術分野に関する説明も記載されていること（乙８，１８等），●●●であるとともに，●●●●●の大口株主であり，●●●●●●●●●●●●に多数の社員が出向・転籍していることがうかがえることからすれば，中立的な第三者によって作成されたものとはいえず，具体的な調査資料の裏付けがなく，信用性がないから，●●●●●●●●●●●裏付けるものではないこと，●●●●●●●●●●●被控訴人と関係のない控訴人に本件技術情報の漏えいの罪をなすりつけ，●●●●●●被控訴人との間の紛争を和解で解決してしまおうとした動機，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

であり，控訴人が本件技術情報をＰＯＳＣＯに対し開示した事実はない旨主張し，控訴人作成の令和元年９月１１日付け陳述書（乙７）中には，これに沿う記載部分がある。

しかしながら，上記①の点については，前記ア認定のとおり，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●基本的に基礎付けるものであり，その記載内容に客観的に裏付けがあるから，控訴人の挙げる●●●●●●●●は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●を揺るがすものではない。

上記②の点については，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

する知見等について，控訴人が在職中に取得し，これをＰＯＳＣＯに提供することが困難であったということはできない。

上記⑤の点については，●●●

と改める。

(2)　原判決２７頁１９行目から末行までを次のとおり改める。

「イ　これに対し，控訴人は，本件技術情報１ないし６，８ないし１７及び２６には，乙１１記載の公知文献等に記載された情報が含まれており，非公知性は認められない旨主張する（乙１１）。

しかしながら，本件技術情報は，電磁鋼板の生産現場で採用されている具体的条件を含むものであり，乙１１記載の公知文献等に記載されている研究開発段階の製造条件とは，技術的位置付けが異なる。また，乙１１記載の公知文献等に記載されている製造条件は，文献毎にばらつきがあったり，一定の数値範囲を記載するにとどまるものである。そして，電磁鋼板は多段階工程で製造され，高品質の電磁鋼板を製造するためには，各工程の最適条件の組合せが必要とされるのであって，一工程の一条件のみでは高品質の電磁鋼板を製造することはできない。

したがって，乙１１記載の公知文献等に本件技術情報の具体的な条件を含む記載があるというだけでは，生産現場で実際に採用されている具体的な条件を推知することはできず，非公知性は失われていないというべきである。

そして，以下に述べるとおり，本件技術情報１ないし６，８ないし１７及び２６には，乙１１記載の公知文献等に記載された情報が含まれており，非公知性は認められない旨の控訴人の主張は理由がない。

（ア）　本件技術情報１について

控訴人は，本件技術情報１は，●●●

●●●

●●本件技術情報２の非公知性は失われないから，控訴人の上記主張は理由がない。。

（ウ）　本件技術情報３について

控訴人は，本件技術情報３は，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●このことは多くの乙１１記載の公知文献等（甲９９ないし１０８）に記載されている旨主張する。

しかしながら，前記(ア)のとおり，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●乙１１記載の公知文献等に記載された情報とは性質を異にするものであるから，大量の情報の中に本件技術情報３に近い情報が存在しているからといって，非公知性は否定されない。また，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

（オ）　本件技術情報５について

控訴人は，本件技術情報５は，●●●

（カ）　本件技術情報６について

控訴人は，本件技術情報６は●●●

開示されていない。●●●

しかしながら，控訴人の指摘する乙１１記載の公知文献等に本件技術情報１５ないし１７は記載されていないから，控訴人の上記主張は理由がない。

（サ）　本件技術情報２６について

控訴人は，本件技術情報２６は，●●●●●●●●●に関するものであるところ，乙１１記載の公知文献等に開示されている旨主張する。

しかしながら，本件技術情報２６の●●●は，控訴人の指摘する乙１１記載の公知文献等に開示されていないから，控訴人の上記主張は理由がない。」

３　争点２（控訴人による不競法２条１項４号又は７号の不正競争の成否）について

次のとおり訂正するほか，原判決の「事実及び理由」の第４の３記載のとおりであるから，これを引用する。

原判決２８頁５行目から８行目の「開示した。」までを次のとおり改める。

「前記１(5)で認定のとおり，控訴人は，●●●被控訴人の電磁鋼板に関する本件技術情報を開示したことが認められる。」

４　争点３（被控訴人の損害額）について

次のとおり訂正するほか，原判決の「事実及び理由」の第４の４記載のとおりであるから，これを引用する。

(1)　原判決３０頁２３行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「(4)　控訴人は，控訴人が●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●が，ＨＧＯの品質改善に大きく寄与した旨主張するが，これを認めるに足りる証拠はない。控訴人は，そのほかにもるる主張するが，いずれも，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●との上記認定判断を左右するものではない。」

(2)　原判決３０頁２４行目の「(4)」を「(5)」と改める。

5　争点４（弁済の抗弁の成否）について

次のとおり訂正するほか，原判決の「事実及び理由」の第４の５記載のとおりであるから，これを引用する。

原判決３１頁６行目から７行目までを次のとおり改める。

「しかしながら，ＰＯＳＣＯと控訴人の負う債務は不真正連帯債務であるから，ＰＯＳＣＯと被控訴人との間でＰＯＳＣＯの負う債務の額について何らかの合意がされたとしても，合意の効果は控訴人に及ぶものではない。また，ＰＯＳＣＯと被控訴人との間の訴訟は，ＰＯＳＣＯらによる営業秘密侵害行為等を理由として９８６億円の損害賠償等を求める訴えであるところ，ＰＯＳＣＯの支払った和解金３００億円がいかなる債務のいかなる額の弁済に充てられたかを認めるに足りる証拠はない。

この点に関し控訴人は，弁済の事実の証明軽減が図られるべきである旨主張するが，採用することはできない。

したがって，控訴人の弁済の抗弁は認められない。」

6　争点５（消滅時効の抗弁の成否）について

原判決の「事実及び理由」の第４の６記載のとおりであるから，これを引用する。

7　結論

以上によれば，被控訴人の請求はいずれも理由があるから，これを認容した原判決は相当である。

したがって，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第４部

裁判長裁判官　　大　鷹　一　郎

裁判官　　古　河　謙　一

裁判官　　岡　山　忠　広